

訪問介護費

()内は旧単価	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上	
	身体介護が中心である場合	165単位 (171)	245単位 (255)	388単位 (404)	564単位に30分増すごとに +80単位(587単位に30分 増すごとに+83単位)
生活援助が中心である場合	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引き続き生活援助を行う場合		
			20分以上	45分以上	70分以上
生活援助が中心である場合	183単位 (191)	225単位 (236)	67単位 (70)	134単位 (140)	201単位 (210)
通院等乗降介助	1回につき97単位(101)				

☆利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスを受けている間は算定しない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に、通院等乗降介助の提供を行った場合は「通院等乗降介助」を算定。

●「身体介護20分未満」の算定要件

- ・全ての訪問介護事業所において要介護1～5まで日中、夜間、深夜、早朝を問わず算定を可能とし、前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空ける。
- ・2時間以上の間隔を空けない頻回の訪問を行う場合は、以下の要件を満たす場合に算定する。(利用者要件) ①要介護1、2で認知症の利用者、又は要介護3～5であって障害高齢者の日常生活自立度ランクB～Cの利用者 ②サービス提供責任者が出席したサービス担当者会議を3月に1回以上開催し、週5日以上、頻回の訪問を含む20分未満身体介護が必要と認められる(体制要件) ③利用者からの連絡に常時対応できる体制 ④定期巡回・随時対応サービスの指定を併せて受けているか、実施の意思があり実施計画を策定(留意点)単なる見守り・安否確認のみのサービスによる算定は認めない。
- ・1日複数回の短時間巡回推進のため、引き続き生活援助中心型を行うことは認めない(「緊急時訪問介護加算」を算定する場合は除く)。
- ・頻回の訪問を行う場合、1月あたりの訪問介護費は定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ(I)の要介護度に応じた所定単位数を上限とする。 《「留意事項」P.172参照》

【加算】

◆初回加算 1月につき200単位(200)加算

(要件) 新規の訪問介護計画作成利用者に対して、初回月内にサービス提供責任者自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護に同行訪問した場合

◆緊急時訪問介護加算 1回につき100単位(100)加算

(要件) 利用者やその家族等からの要請で、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携して、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない(時間帯が計画に位置づけられた日時以外の時間帯)訪問介護(身体介護中心に限る)を要請を受けてから24時間以内に行った場合

◆2人の訪問介護員等による場合 所定単位数の200%(200%)で算定

◆夜間(午後6時～午後10時)もしくは早朝(午前6時～午前8時)の場合

所定単位数の25%(25%)を加算

◆深夜(午後10時～午前6時)の場合 所定単位数の50%(50%)を加算

◆生活機能向上連携加算 1月につき100単位(100)加算